

様式1 2



令和 6 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県桜川市上野原地新田 159 番地 2
医療法人 鴻仁会
理事長 小松 善 薫
電話 0296 (24) 6229

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

事 業 報 告 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医 療 法 人 鴻 仁 会
① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県桜川市上野原地新田159番地2
(3) 設立認可年月日 昭和 45年 12月 11日
(4) 設立登記年月日 昭和 45年 12月 22日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病 院	上の原病院	0817110018	茨城県桜川市上野原地 新田 159番地2	一般病床 0床 療養病床 201床 [医療保険 151床] [介護保険 50床] 精神病床 35床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
上の原病院院内保育所	茨城県桜川市上野原地新田 159番地2	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
な し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月22日 令和4年度財産目録、収支計算書承認の件

理事及び監事任期満了につき改選の件

役員報酬並びに役員賞与金承認の件

令和6年3月18日 令和6年度事業計画案並びに収支予算案承認の件

- (5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該 当 な し

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該 当 な し

- (7) そ の 他

該 当 な し

様式2

法人名 医療法人鴻仁会
 所在地 茨城県桜川市上野原地新田159番地2

※医療法人整理番号

□□□□

財產目録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資産額	2,471,816千円
2. 負債額	197,597千円
3. 純資産額	2,274,219千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,049,363
B 固定資産	1,421,010
C 繰延資産	1,443
D 資産合計 (A+B+C)	2,471,816
E 負債合計	197,597
F 純資産 (D-E)	2,274,219

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人鴻仁会
所在地 茨城県桜川市上野原地新田159番地2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,049,363	I 流動負債	131,972
現金及び預金	698,713	買掛金	7,707
医業未収入金	315,302	未払金	49,364
未収金	5,175	未払費用	35,780
未収還付法人税	547	未払法人税等	533
医薬品	13,870	未払消費税	1,088
診療材料	15,344	1年以内返済長期借入金	37,500
給食用材料	684	II 固定負債	65,625
貯蔵品	1,336	長期借入金	65,625
前払費用	229		
立替金	184		
貸倒引当金	△2,021		
II 固定資産	1,421,010		
1 有形固定資産	1,375,181		
建物	848,291		
建物付属設備	275,575		
構築物	9,027		
医療用機器備品	12,948		
その他の機器備品	17,134		
車両及び船舶	1,595		
一括償却資産	1,451	負債合計	197,597
土地	209,160		
2 無形固定資産	289	純資産の部	
ソフトウェア	44	I 出資金	2,000,284
電話加入権	245	II 積立金	273,935
3 その他の資産	45,540	III 評価・換算差額等	0
保険積立金	26,048		
役員従業員長期貸付金	18,002		
長期前払費用	79		
その他の固定資産	1,151		
出資金	260		
III 繙延資産	1,443		
公共施設負担金	1,181		
入会金	262	純資産合計	2,274,219
資産合計	2,471,816	負債・純資産合計	2,471,816

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名	医療法人鴻仁会	※医療法人整理番号	□□□□
所在地	茨城県桜川市上野原地新田159番地2		

損益計算書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,903,285
2 事業費用	1,853,844
本来業務事業利益	49,441
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	809
2 事業費用	15,795
附帯業務事業損失	14,986
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
収益業務事業利益	0
事業利益	34,455
II 事業外収益	
受取利息及び配当金	12
運営費補助金収益	7,788
施設設備補助金収益	548
患者外給食収益	22,241
貸倒医業外戻入額	2,099
その他の医業外収益	3,666
	36,354
III 事業外費用	
支払利息	654
繰延資産償却	478
その他臨時費用	1,132
経常利益	69,677
IV 特別利益	
固定資産売却益	0
その他の特別利益	0
V 特別損失	
固定資産除却損	0
役員退職金	0
税引前当期純利益	69,677
法人税・住民税及び事業税	19,726
法人税等調整額	0
当期純利益	49,951

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 鴻仁会
所在地 滋賀県桜川市上野原町新田159番地2

※医療法人整理番号	□	□	□	□	□	□
-----------	---	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人鴻仁会
理事長 小松寄薰 殿

私は、医療法人鴻仁会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月25日

医療法人鴻仁会 監事